

兵庫県立大学先端医療工学研究所規程第5号
兵庫県立大学先端医療工学研究所利活用推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学先端医療工学研究所運営委員会規程（令和4年兵庫県立大学先端医療工学研究所規程第2号）第7条第2項の規定に基づき、地域に開かれた研究所として医療機関および産業界との交流を図り、医産学連携による独創的な技術の産業化ならびに人材育成に関する事項について審議するために設置する先端医療工学研究所利活用推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、先端医療工学研究所の医産学交流に関して必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、運営委員会委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、所長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長になる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(医工連携協議会)

第8条 先端医療工学研究所の運営に多角的な意見を集約するため、委員会の諮問機関の役割として医工連携協議会を置く。

2 前項の組織に関しては、別に定める。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

2 前項の専門部会に、委員以外の教職員ならびに学外の有識者を加えることができる。

3 専門部会の長は、委員長または委員長が指名する委員をもって充てる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、先端医療工学研究所に係る事務組織において行うものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で、委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月13日から施行する。
- 2 この施行後最初の委員の任期は、委員会規程第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則 (令和8年2月4日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。